

専決処分報告（訴えの提起）

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件2件及び貸金請求事件1件について、次のとおり訴えを提起する。

1 建物明渡請求事件

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和元年12月17日 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第2495号 建物明渡請求事件 西区発寒団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃159,900円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、令和元年9月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
2	令和元年12月17日 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第2496号 建物明渡請求事件 豊平区西岡団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃138,600円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、令和元年6月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

2 貸金請求事件

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和元年12月23日 札幌簡易裁判所 令和元年(ハ)第4991号 貸金請求事件 南区在住の者2名	相手方の父は、本市から住宅新築資金の貸付けを受けたところ、その連帯債務者である相手方の母が死亡し、相手方はそれぞれ当該連帯債務を相続した。 このため、本市は、相手方に対して当該貸付金に係る償還金等の支払を請求したが、相手方がこれに応じないことから、この支払を求めて訴えを提起する。	相手方はそれぞれ本市に対し、金338,761円及びうち金169,842円に対する完済までの延滞金を支払うこと。